

第20回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成16年3月11日（木）午後1時30分から

場所 国分シビックセンター多目的ホール

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 諸般の報告

4. 議 事

（継続協議事項）

（第20回資料）

- (1) 協議第45号-2 上・下水道事業【水道】の取扱いについて(協定項目25-19-①)

…………… 別冊 2

（前回提案された事項）

（第19回資料）

- (2) 協議第39号 農林水産関係事業【農業】の取扱いについて(協定項目25-16-①)

…………… 別冊 1

- (3) 協議第48号 一般職の職員の身分の取扱いについて(協定項目11)…………… 別冊 2

- (4) 協議第49号 町名・字名の取扱いについて(協定項目19)…………… 別冊 3

- (5) 協議第50号 その他事業【指定金融機関等】の取扱いについて(協定項目25-27-①)

…………… 別冊 4

5. 次回の協議・議決事項について

（提案説明）

（第20回資料）

- (1) 協議第51号 学校教育関係事業の取扱いについて（協定項目25-20）…………… 別冊 1

6. その他

・次回の会議日程等について

7. 閉 会

会 議 出 席 者

有村	久行委員	山口	茂喜委員
福島	英行委員	大庭	勝委員
前田	終止委員	湯前	則子委員
吉村	久則委員	新村	俊委員
津田和	操委員	宮田	揮彦委員
小原	健彦委員	上村	哲也委員
西村	新一郎委員	榎木	ヒサエ委員
笹峯	護委員	松山	典男委員
東麻生原	勉委員	石田	與一委員
池田	靖委員	永田	龍二委員
川畑	繁委員	徳永	麗子委員
徳田	和昭委員	岩崎	薩男委員
川東	清昭委員	松永	讓委員
常盤	信一委員	狩集	玲子委員
木場	幸一委員	児玉	實光委員
黒木	更生委員	原田	統之介委員
迫田	良信委員		
浦野	義仁委員		
稲垣	克己委員		
川畑	征治委員		
西	勇一委員		
松枝	洋一郎委員		
小久	保明和委員		
延時	力藏委員		
今吉	耕夫委員		
今島	光委員		
秋峯	イクヨ委員		
道祖瀬戸	謙二委員		
森山	博文委員		
東鶴	芳一委員		
原	京子委員		

会 議 欠 席 者

諏訪 順子委員
脇元 敬委員
砂田 光則委員
八木 幸夫委員
林 麗子委員

「開 会 午後 1時30分」

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

本日は始良中央地区合併協議会規約に定めます委員の方の2分の1以上の出席という定足数を満たしておりますので、ただいまから第**20**回始良中央地区合併協議会を開会いたします。なお、ご都合によりまして八木委員、林委員、脇元委員、諏訪委員、砂田委員から本日の会議の欠席のお届けをいただいております。まず初めに当合併協議会の鶴丸会長がごあいさつを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

皆さんこんにちは。本日は第**20**回目になりますけれども、始良中央地区合併協議会を開催いたしましたところ、大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、本日は午前中、第**14**回目になりますけれども、議会議員の定数及び任期検討小委員会が開催をされたところでございます。大変熱心なご協議を続けていただいていることに対しまして厚く御礼を申し上げたいと思います。さて、いよいよ合併の問題につきましても本格的に作業が進んできているようでございます。新聞、テレビ等でご案内のとおり、先の川薩地区に続きまして鹿児島地区におきましても3月3日、合併のための調印式が行われたようでございますが、その他の地区におきましても順調な取り組みが進められているところでございます。当協議会におきましても**51**項目の協定項目のうち今約**33**項目につきまして協議、承認がされたところでございますので、進捗率で言えば**65**%、おおむね3分の2が協議、承認されたということに相なっているところでございます。なお、一方、また、新しいまちづくり計画につきまして先日の会議でご承認をいただいたところでございますが、現在計画班におきまして基本計画、基本構想を策定中でございます。また、実施計画を策定中でございますが、それぞれ各今、市、町におきまして**16**年度予算につきまして議会で審議中でございますが、これらの予算の状況を踏まえまして財政シミュレーションの見直しを行いますとともに、今年の7月からまた新しい計画、協定項目についての地区での住民説明会が開催されることとなりますが、そのための準備作業に取り組んでいただいているところでございます。この作業も大変いろいろと手順を踏まなければならない部分がたくさんあるようでございまして、事務局におきましても多くの事業量を抱えているということについても是非ご理解をいただきたいと思っております。本日も多くの協議項目を掲げておりますけれども、どうか皆様方のご協力をいただきながら、途中また休憩も入れながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これからの会議の進行につきましては、会長が議長を務めて進行いたします。

よろしく願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、会議の議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご活発なご意見、ご協力よろしく願い申し上げます。初めに会議次第第3の諸般の報告でございます。合併協議会の行事や事務局の動き等につきまして説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、諸般の報告を申し上げます。本日の会議次第、会議資料2ページになります。協議会の行事や事務局の動き等について整理をしておりますので、お開きをいただきたいと思っております。2月26日の第19回協議会が開催されました後の主なものについて整理をしております。特に2月の27日の所に新市まちづくり計画を事前協議のため県知事に提出ということで整理をしておりますが、これにつきましては、第19回の協議会で修正案をご協議いただきまして、ご承認をいただきましたので、これを基にいたしましていわゆる県事業等との整合性を保つ必要があることから県との事前協議書として提出をいたしているところでございます。現在県に提出中で、今その作業にあたっていただいているというところでございます。それから、3月の5日でございますけれども、第20回の幹事会を開いております、本日提案いたしております協議事項等について協議を行っております。それから、3月の9日でございますけれども、消防組合の合同会議を開催いたしております。消防組合につきましては合併後の消防行政をどう進めるかということで、本協議会に関係をする消防組合、国分のほか、始良西部消防組合、それから大口市外4町の組合がございますけれども、この3組合と、それから関係する四つの法定協議会、伊佐地区が立ち上がっておりますので、四つの法定協議会と関係をする市、町、関係する町等との出席をいただきまして初めての合同の会議を開いたところでございます。それから、本日が第20回の協議会ということでございます。今後の予定といたしまして下の方の表に整理をしておりますけれども、3月の12日、明日になりますけれども、電算業務に関するヒアリングを実施すると、ヒアリングと申しますよりも、これは部内の方の打ち合わせという形になりまして、具体的に今後電算業務の開発を進めていくための作業を開始するにあたりまして関係職員へ説明会を開催していくという計画にいたしております。それから、3月の18日が第21回の幹事会、3月23日には消防団長の会議を予定いたしております。それから、3月の25日が第21回の協議会の予定でございます。それから、ここに書いてございませんけれども、前回平成15年度の補正予算もご決定をいただきました。その中でいわゆる情報の提供という見地から、小学生の高学年から中学生を対象にいたしました情報の提供ということで、合併に関する情報をパンフレットの形にして、いわゆるキッズ情

報という形に整理をして提供することにいたしておりますが、現在その大体原案がまとまりました。近く取りまとめの上で学校等を通じて配布をして届けてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上、諸般の報告に代えさせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方より諸般の報告につきましての説明がございましたが、これについて何かございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、諸般の報告は終わらせていただきたいと思います。続きまして会議次第第4の議事に入ります。議事の(1)、協議第45号-2、上・下水道の【水道】の取扱いについて、これは協定項目25-19-①となりますが、これを議題といたします。本件につきましては前々回の会議におきまして公営企業等専門部会の方から提案説明があり、前回の会議で協議を行ったところでございますが、七つの調整項目のうち特に1と2の項目につきまして「文章表現が理解しづらいのではないか。」という意見が出されまして継続協議となっております。専門部会の方で再度調整を行った結果、一部修正の上再提案することとございますので、専門部会の方から説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門副部会長（石塚 義人）

皆さんこんにちは。公営企業部会の石塚でございます。先ほど、まず最初に別冊の2、差し替え分、表紙から9ページまで、協定第45号-2、上・下水道事業の取扱いについて（協定項目25-19-①）、これでございますが、修正前と修正後、アンダーラインの引いてある所でございます。まずそれについてご説明を申し上げます。まず、修正前に「上水道・簡易水道事業の廃止及び許可については、認可については、合併の日に事業届け、事業廃止の届け出をし、同時に現行のとおり新市創設認可を受ける。また、中長期事業については、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぎ、既事業計画は新市において調整する。」というふうにしておりましてけれども、これを修正後「上水道・簡易水道事業の認可については、合併の日に事業廃止の届け出をし、同時に新市として現行のとおり創設認可を受ける。また、中長期事業計画のうち継続事業は現行のとおり新市に引き継ぎ、新規事業は新市において調整する。」と、これは簡易水道事業はあくまでも簡水として5千人以下として事業の認可を受け、新市に引き継ぐということとございます。そして2番目でございますが、国分市、修正前が「国分市、溝辺町及び隼人町の上水道事業は、合併と同時に統合する。また、横川町、牧園町、霧島町、福山町及び隼人町がそれぞれ管理する簡易水道事業は、合併と同時に地方公

営企業法を適用し、簡易水道事業（公営企業会計）として統一する。」としておりましたが、修正後「国分市、溝辺町及び隼人町の上水道事業は、合併と同時に統合する。また、横川町、牧園町、霧島町、福山町及び隼人町がそれぞれ管理する簡易水道事業については」、ここに「については」を入れております。「合併と同時に地方公営企業法を適用し、簡易水道事業（公営企業会計）とし、会計方式を統一する。」、これは簡易水道事業はそのままでございまして、簡易水道の会計方式をすべて市があるいは町が扱っている事業の簡易水道事業についての会計の統一でございます。このようにいたしまして文言を改めまして住民の皆様が理解がしやすいように整理いたしましたので、よろしくお願いたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、ただいまから協議に入りますが、本件についてのご質問・ご意見はございませんでしょうか。はい、稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

2番目といいますか、2項目のですね点についてお尋ねをしたいんですが、どうも私の今までの知識ではちょっと理解できないところがあるものですから、説明していただきたいと思うんです。文章の表現はですね「国分市、溝辺町及び隼人町の上水道事業は、合併と同時に統合する。」、ここはよく理解できるんですけども、「また、横川町、牧園町、霧島町、福山町及び隼人町がそれぞれ管理する簡易水道事業は、合併と同時に地方公営企業法を適用し、簡易水道事業会計（公営企業会計）として統一する。」というふうに表現されています。公営企業法第2条の中に1項としてですね地方公共団体が経営することができる事業を記しているわけですけども、その1として「水道事業」というふうに表現されています。その中に（簡易水道事業を除く）というふうに書いてあるわけですね。つまり公営企業というのは独立採算が原則でありまして、例外を除き、一般会計とか、そういった所からの繰り入れというのは原則としてしないというそういう立場に立っているわけですね。そうしますと、簡易水道事業というのは確か国庫補助でかなり運営がされていると思うんですけども、そこらでその法の立場ではですね簡易水道は公営企業の、地方公営企業法が言うこの簡易水道はその法の適用を受けない、除外されているわけですけども、ここで公営企業、「地方公営企業法を適用する。」ということはどういう意味なのかですね分かりやすく説明をいただきたいと思います。以上です。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門副部会長（石塚 義人）

事業の統一をするのではなく、会計方式の統一をして会計を公営企業としてしていくということでございます。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

そうしますと、例えば、ここで「合併と同時に地方公営企業法を適用する。」という表現はどういうふうに理解したらよろしいのでしょうか。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門副部長（石塚 義人）

今それぞれに隼人、国分、いろいろ1市6町あるわけですがけれども、それがまた名前がこの新市、霧島市というふうに変わったりいたしますので、そういうあれにしております。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

ちょっと分かんないんですけれども、この法律を適用するということと会計を一緒にするという、そのどうしてそういうことができるんですかね。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門副部長（石塚 義人）

まず、水道の料金等、そういうのを算定するためには減価償却、そういうのをすべてをしないとはっきりとした、きちっとした資料としての水道料金の求めることができませんので、会計方式を統一をして、そしてそういう試算等をいたしまして水道料金あるいはを出していくための会計統一でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ちょっと質問の趣旨がですね、簡易水道事業というのは地方公営企業法に馴染まないんじゃないかという前提の中で、会計方式はともかくとして、「地方公営企業法を適用する。」というここに文言がうたってあるんだけれども、それをどういうふうに解するんですかという質問のようですので、はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門副部長（石塚 義人）

この簡易水道事業についても地方公営企業法を適用しても構わないものでございます。そしてこれを行うことによりまして水道の料金等がはっきり出るようにして、地方公営企業法を法を適用して減価償却等を認め、すべてを行いまして正しい料金等の試算に、資料にするために公営企業法を適用するものでございます。公営企業法を適用してはならないということはございませんので、よろしく願いいたします。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

今、部会長はそういう公営企業法を適用しても構わない、そういうことはしても構わないんだというふうにご答弁いただいたんですけれども、それならばその法的根拠はどこに基づいているのか。それをお示しいただきたいと思うんですが。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

質問の趣旨は、2条関係で公営企業の関係の簡易水道は除くとされているんじゃないかと、それを踏まえてその後できるという根拠がどこに示されているんですかという趣旨でございますので、はい。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門副部長（石塚 義人）

簡易水道事業は地方財政法により公営企業と規定されており、これは地方財政法第6条、同法施行法規則施行令第12条、「その経営については、独立採算制を前提とした合理性・効率性が強く求められている。」ということでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

地方財政法の中でその運用規定が設けられているんで、それを適用していると、そういう理解ですか。稲垣委員いいでしょうか。（「はい」と言う声あり）、ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にないようであれば、委員の皆様にお諮りをいたします。この件につきましては本案のとおり、提案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。はい、稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

採決についてお願いなんです。私ども議会でですねこの間協議会での採決の方法について、簡易採決ではなくて、挙手とか、起立採決とか、明確な形でですね、この新しいまちがスタートするわけですので、それぞれの委員のですね重みも考えながらそういう方式を採用していただいた方がいいのではないだろうかという提案があるんですが。（「同感です。」と言う声あり）、いかがでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今まで協議につきましては大体全員の皆様方のご賛同を得てということやってまいっております、私の方で「ご異議ございませんでしょうか。」ということに対して、「異議なし」という声があったことを受けましてそういうふうな取扱いをいたしてきておりますが、今おっしゃいますように、挙手あるいは起立という方向で、どうしてもその方がはっきりするのではないかということであれば、そのような取扱いをすることも差し支えないと思いますが、委員の皆さん方いかがでしょうか。採決をする場合につきましてはそういうふうにして、別に差し支えございませんでしょうか。今までとはもう当然そういう形でご理解がいただいているということやってきたわけでございますけれども、はい、常盤委員。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

諸議案に異議がある場合は当然白黒をはっきりせんないかんという問題はあるでしょうけれども、白黒と言うか、賛否を問わないかんと思いますが、異議がないということであれば、そのまま同意を求めて進めていくということでは問題はないのではないかとこのように思いますけど。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

議長よろしいでしょうか。やはりこれはですね新しいまちのスタートなんですね。そのことを考えますと、委員の皆さん本当にそういう思いで来てらっしゃる

と思うんですね。常盤委員もそうだと思うんですけれども、簡易採決というのは、やはり私たちのこの一つ一つの協議項目に対する思いを表現するものになると思うんですね。ですから、簡易採決はそれを曖昧な形で私やっていくような気がするんですね。ですから、明確な形で採決した方がそれぞれの決意も違うと思うんです。ですから、私は是非ですねそういう形で採決の方法をいま一度お考えいただけないだろうかというふうに思うんです。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

少し事務局の方でこの件について。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、少し参考にとということで申し上げますけれども、この始良中央地区の合併協議会につきましては会議の運営規程を定めております。最初の段階のところ併せてご協議願ったわけですが、この会議の運営規程の中におきまして第5条の中に「表決」という項目を設けておりますので、少し朗読をさせていただきます。第5条では「会議の議事は全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。」と、これが第1項でございます。それから、第2項において「議長は、表決をとろうとする時は、問題を可とする者の挙手を求め、その可否の結果を宣告するものとする。」と、表決についてはこの第5条で規定がしてございます。これを基にして今の分については整理をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

よろしいでしょうか。説明ありがとうございました。今日、今日ですね議題でも後で金融機関、指定金融機関の問題出てくるんですけれども、いろんな意見があると思うんですね。そうしますと、そういった形で表決がされていくと、また、いろんな思いをですね、それぞれの心の中に悶々としたものを残して、引きずってそれをいってしまうんじゃないのかというふうに思うんですね。ですから、確かに、その今、事務局長朗読していただいた全会一致というのがですね、思いを一つにするというのが理想ではあるでしょうけれども、それができないものだからこれからあると思うんですね。そうしますとやはり明確な形で表決はしていただいた方がいいのではないかな。私ども議会人としてはですねそれが当たり前というふうに、民主主義の原則ですので、是非そういう形でですねしていただきたいというふうに思うんです。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいまご意見がございました。一方の方では、この協定項目についてご異議はございませんでしょうかということで、異議ありという場合については表決を

しても構わないのではないかと。異議なしということであれば、従来のとおりでもいいんじゃないかと、こういうご発言であったわけですが。委員の皆さん方、何かこれにつきましてご意見ございませんでしょうか。はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

合併協議会の協議項目というものは新しい市をつくるための前提になるわけでございます。したがって、その協議項目をば決める場合にどこまでも意見統一をして一致するまで話し合いをしていく。それは原則だと思います。どうしてもできないと、いわゆる採決によってした場合に、少数意見になった場合は、いつまでもそのことがまた残っていくと思います。だからして合併というものはすべてのことについてやはり一致点が見出せるまで協議をしていく。それが根本姿勢だと思います。したがって、現行、事務局長が読まれたあのとおりの方法で進めていった方がいいと思います。終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいまのご質問はですね、異議なしというところまで説明をして、どうしてもある場合にはやはり表決をしていくということによろしいのではないかとということでございます。今つまり提案している部分につきましてご異議ございませんでしょうかということ、ご異議があるような部分があった場合には、ご異議がないところまで、その不解な、不明な部分についてさらに議論を深め、どうしても表決をしなければならない時には表決した方がいいのではないかとということでございますので、これまでどおり進めてもいいのではないかとご意見だと思いますが、いかがですか、稲垣委員。質問されました。ほかの方で。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

ほかの協議会の例ですが、よろしいでしょうか。始良西部なんかの場合は表決をされてますよね、挙手ですかね、起立ですかね、事務局長ご存じないですか。そういう形で明確な形でですねされてます。例えば、延時先輩がこうおっしゃったんですけれども、後で出てくる例えば指定金融機関なんかはね、じゃあとことんまでと言うと、私すごい時間かかると思うんですね。恐らく夜までかかっても結論出ないと思うんです。ですから、そういった場合、そしたらどうするのかということを見ると、やはり明確な形でですねこれは採決はしていった方がいいのではないかなというふうに思うんですね。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、稲垣さんがおっしゃったようなそういう部分については表決する場合がありますよという皆さん、ほか特段、今言っておられる部分の中で二通りお話がございましたけれども、1回1回表決しますかということと、そうじゃなくて、これまで進めてきたとおり、異議がある場合については、それは異議の議論をして

いただいて、納得いかない場合もあるかもしれません。その場合は表決をして進めようということでございますけれども、どうでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

いいですかね。ただいま進め方につきましても異議なしということでございましたので、そのように進めさせていただきたいと思います。先ほど、また返りますが、先ほどの協定項目につきましては、委員の皆様にお諮りをいたします。提案のとおり承認することをご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第45号-2、上・下水道の【水道】の取扱いについて（協定項目25-19-①）は提案のとおり承認をされました。続きまして協議、議事の(2)、協議第39号、農林水産関係事業【農業】の取扱いについて（協定項目25-16-①）を議題といたします。本件につきましては前回の会議で農林水産専門部会から提案説明を行っておりますが、何か補足説明がございますでしょうか。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門部会長（山下 弘文）

皆さんこんにちは。農林水産部会の山下でございます。よろしくお願ひいたします。本日は、前回と同様、農業分科会の森田分科会長も同席しておりますので、ひとつよろしくお願ひいたします。第19回資料別冊1のご準備をお願い申し上げます。協議第39号、農林水産関係事業【農業】の取扱いについて（協定項目25-16-①）でございます。農林水産関係事業【農業】の取扱いについて次のとおり協議を求めるということでございますが、農業につきましては九つの調整項目がございますが、2月26日の事前提案の際、総括表に掲載してあります18の項目の事務事業につきまして項目別に事業内容、事業実施市町、調整内容等についてご説明を申し上げますので、本日は割愛させていただきます。よろしくご協議、ご決定くださるようお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入らせていただきたいと思います。本件につきましてのご質問・ご意見等をお願いいたします。はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

2ページに事業実施市町の各事業内容が示されておりますけれども、調整の内容を見ますと、18項目の中で11項目が「合併までに調整する。」というような文言がありますが、この合併までにということ、いつ、大体いつ頃までをめぐりにされているのかお伺ひいたします。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門副部会長（山下 弘文）

ただいまの質問についてでございますが、現在のところ協議会に提案いたしま

すA項目につきまして農業につきましては**18**項目ですが、調整内容について協議をしております。農業につきましては**62**項目ございますが、あと**44**ですか、残っております。これを幹事会あるいは分科会に上げるための協議を分科、失礼しました。部会に上げるための協議を分科会でしていただいておりますが、これも4月になってから協議をしなければなりません。その後になりますので、時期といたしましては5月から6月にかけて協議を進める見当でおります。以上です。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

私、というのも溝辺町は農業が主幹産業であるわけですが、合併によってこれらの事業あるいは補助事業などが非常にサービスの面から見て低下するんじゃないかという不安を持った農家の方がかなりいるようであります。だから、この辺を努めて早い時期に方向を示していただきたいという要望をしておきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にごございませんですかね。それで、特にないようでございますが、委員の皆様方にお諮りをさせていただきたいと思っております。本件につきましては提案のとおり承認するというご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第**39**号、農林水産関係事業【農業】の取扱いについて（協定項目**25-16-①**）は提案のとおり承認をされました。次に、議事の(3)、協議第**48**号、一般職の職員の身分の取扱いについて（協定項目**11**）を議題といたします。本件につきましては前回の会議で総務専門部会から提案説明を行っておりますが、何か補足説明がございますでしょうか。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

総務専門部会長でございます。前回の第**19**回の資料別冊2の協議第**48**号、一般職の職員の身分の取扱いについて（協定項目**11**）の提案理由等についてご説明いたします。一般職の職員の身分の取扱いについては、そこにお示しいたしました4項目について協議を求めるものでございます。まず1の項目につきましては合併特例法の規定に基づき一般職員の身分に関する基本理念をお示ししたところでございます。2の項目につきましては、1の項目でお示ししましたとおり、職員はそのまま新市に引き継ぐこととなりますので、新市においては定員適正化計画を策定し、計画的に人員の削減を図っていく必要があると考えております。次に、3の項目についてでございます。どのような職名を設けるかにつきまして

は今後合併までに1市6町で詰めていく必要があると考えております。なお、先進事例、先進実例では職名と併せて職階について触れている所もございますが、法律上は人事上の制度として職階制という制度はあるにはあるのですけれども、現段階において国をはじめ、全国の都道府県、市町村においてこの職階制を取り入れる所はなく、そういった意味でこの職階という概念が明確でないこと。また、部長、課長、係長といった職名の階層を職階と言うこともございますが、これについては「職名」と表現することで足りると判断いたしまして、ここでは「職階」という表現は用いなかっただころでございます。次に、4の項目についてでございます。給料につきましては、現給を保障するとともに、新市において職員間で不公平な状況が生じた場合には、公正かつ適正に、また、国の示す給与基準なども考慮しながら調整方針を定め、統一を図っていく必要があると考えております。以上で協議第48号、一般職の職員の身分の取扱いについての提案説明を終わります。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入ります。本件につきましてのご質問・ご意見等をお願いいたします。はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

調整内容の4に「給与については、現給を保障し、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。」ということを示されておりますけれども、これは「現給を保障し」という文言と、それから「適正化の観点から調整する。」というこの辺をどのように理解すればいいのか。お願いします。それと1市6町の市になった場合のラスパイレス指数、この辺がどの辺の位置にあるのか。県内の状況などからしてどの位置にあるのか。分かっていたら、お願いいたします。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

先の事前提案の時に申し上げましたように、給与につきましては合併特例法の規定によりまして、ごめんなさい。すいません。給与に関しましては地方公務員法第24条の規定によりまして、失礼いたしました。今の質問は、給与については、現給を保障するという考え方と調整するという考え方についてちょっと説明しろという1点目につきましてでございます。まず、給与につきましては合併特例法の規定によりまして「給与その他の身分の取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。」という規定がございます。そして、また、同じく今度は地方公務員法第24条第1項の規定は「職員の給与は、その職務と責任に応じるものでなければならない。」、また、3項には「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間の事業所の従事者の

給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」と規定されております。こういったことから、それと、また、地公法の中には、同じく関係法令の抜粋の中に入れてありますけれども、「職員は、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることはない。」という規定もございます。と言いますと、職員が合併したから下がるということはできないということになりますと現給を保障しようということでございます。そうしますと、いずれにしても今度は1市6町の団体の中で、若干でございますけれども、差が出てくる場合があると、同じ職場で働いている時にちょっと給料が違っている可能性もあると。そういうものについては、先ほど申しましたように、公正な、公正・適正にしなければならないという判断の中で調整する必要があると、そういうことを申し上げておるところでございます。また、2点目のラスパイレス指数について各団体の数値を教えてください、教示しろということでしたので、申し上げます。ただこのラスパイレス指数につきましては、「ラスパイレス指数」というこの言葉自体のことなんですが、地方公務員と国家公務員の給与水準を国家公務員の構成を基準として職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を**100**とした場合の地方公務員の給与水準ということになっております。ただラスパイレスのとり方も時期によって若干変わることもあります。国分の場合でも、現時点で**102**なんですけれども、場合によっては**101**となったり、**100**となったりすることがあって、若干そこら辺は小さな数字のところでは変動することがあるということを考慮していただいております。国分市が平成**15**年のラスパイレス指数、国が示しているのが**102.0**です。溝辺町が**95.1**、横川町が**96.4**、牧園町は、牧園町は平成**14**年の分を申し上げます。**15**年がちょっとここに記録してありませんので、**97.6**、霧島町が**98.9**、隼人町が**100.5**、福山町が**97.8**、誠に申し訳ありません。牧園町の平成**15**年は**97.5**、一緒です。一つ下がっている。**97.5**です。以上でございます。（「もう一度言ってください。」と言う者あり）、国分市**102.0**、溝辺町**95.1**、横川町**96.4**、牧園町**97.5**、霧島町**98.9**、隼人町**100.5**、福山町**97.8**です。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

4の調整内容の中で「現給を保障し」というあるわけですが、これはこの適正化の観点と言いましても、現給を保障されているということは、調整とされるにしても高い方に合わせざるを得ないんじゃないかというようなふうに理解するわけですが、先ほどのラスパイレス指数を見ますと、国分、隼人が**100**以上にあるようであります。厳しい財政状況など十分勘案しながらその辺は適切に調整いただきたいという特別委員会からの意見でもありました。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

分かりました。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。はい、黒木委員。

○始良中央地区合併協議会委員（黒木 更生）

2番目の職員数についての質問でございますけれども、「新市において定員適正化計画を策定して定数管理の適正化に努める。」ということになっておりますけれども、合併協議会が発足いたしまして事務局の方から現員数が1千二百幾らという現在の定数が一応出ているわけです。それに伴いまして計画として九百何名の職員数に減員していくという計画案もされておりますけれども、それらを基にしている議論されたものかどうか。そこらあたりをお聞きいたしたいと思っております。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

今ご質問のありました件につきましてはご質問のあったとおりでございます。大体今**1,200**人ぐらいおりますので、それが類似の団体になりますと**960**前後でいいということになっております。ただこの定員適正化の計画につきましては、支所方式をとります関係もありますし、また、そこら辺、あるいはその合併に伴う行政需要のまた動向もございます。そういった意味でそういう行政需要に応じた形で国が示しておる定員モデルなんかも参考にしながら調整していくと。合併の基本計画の概要版にも書いてございましたように、**1,200**名を大体**960**名に持っていくと。その場合には退職者数などを調整しながら、**10**年間ぐらいでは**960**、**960**が適正なのかどうか分かりませんが、今後その総合支所方式とか、そういうのを、総合庁舎方式あるいは支所方式、そういう支所の人数は若干増える可能性もありますので、そういうのを勘案しながら、行政サービスを低下しないように、あるいは合併のこういう効果が発揮できますように調整しながら減らしていくということになるかと思えます。

○始良中央地区合併協議会委員（黒木 更生）

その点は一応理解いたしておりますけれども、議会の、横川ですけれども、議会の全員協議会等の中で職員数についてはどうなっているかといういろいろな質問が一応出てくるわけです。今までの一応経緯を踏まえて全協の中ではご報告申し上げておりますけれども、やはり住民サービスの低下を図らないために総合支所方式を一応適用するということが一応承認されておりますので、それらに基づいての一応計画案が論議されてくるんじゃないかというようなことで私の方としては議員の皆様方にご理解を示しているわけですが、それらの問題として大体総合方式を**10**年ということで一応せんだってのいろいろな協議の中でされておりますけれども、その後の問題については新市において適正化を図っていく

ということで理解してもいいのかどうか。そこらあたりをお伺いいたしたいと思っております。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

今、委員のおっしゃったとおりでございます。今申し上げました、先ほどからこの協議の中で申し上げておりますように、定員適正化計画というのを新市の中でつくります。その中で段階的に減らしていきまして、最終的にはその時点で一番ふさわしい定数が定員になるというふうに考えておりますので、今おっしゃったような行政サービスの問題とか、そういうことも勘案しながら検討されていくものと考えております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。はい、常盤委員。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

一般職員の取扱いにはならないんでしょうが、特別職も多分入らないんでしょうけど、臨時職員だとか、あるいは嘱託職員が各市町に何人おられてですね、現実的に公務サービスを提供するために日夜各市町で努力をされていらっしゃるんだろーと思いますけど、この人たちの取扱いはそれぞれ市町によっては違うんでしょうけども、合併までにどういう経過を経て、どういう形で、何と言うんですかね、処遇をされるのか。お分かりであれば、お願いをします。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

非常勤職員、嘱託員の件につきましては現在分科会で鋭意調査しております。職員の定数は現在申し上げました形で推移いたしますけれども、一つの事業をやる場合にどうしても、定数として置かないで、臨時的に置かざるを得ない業種とか、事業とか、一時的に終わってしまっただけで、もうその後なくなれば人が要らなくなるとか、そういうのもございます。そういったいろんなことを考えながら、今後そういった分科会あるいは1市6町で協議していくということになっております。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

取扱いは分かりましたが、現状の実態を報告をいただけませんか。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

この件につきましてはこれから1市6町で協議するということでございまして、まだ正式にはその部分は調整しておりません。今回は一般職員の基本理念を示したということでご理解願いたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。はい、稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

私どもの特別委員会で出された点についてですねお尋ねをしたいと思うんですが、2点ほどお尋ねをしたいと思います。1点はですね、各市町によって一般職、現業職によって定年制、定年が違うんじゃないのか。その点についてどのように協議されたのかという点ですね。それからもう一つ、合併に伴って、先ほど黒木委員がおっしゃったみたいに今後ですね理想とする職員に近づいていかなければいけないんですが、その過程において退職勧奨等を行われないのか。そういうことがあることがないかということですね。それから、合併しますと一部事務組合等の関連もあると思うんですが、親子とか、夫婦とか、そういった同じ公共団体にですね勤めるといふ、各市町で違うと思うんですが、そういった方々にどう対処するのかという点ですね。そういった点について質問がありましたので、答弁をお願いします。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

3点ございました。1点目については各1市6町で定年が異なるのではなかろうかという質問でした。1点目については一般職については基本的には**60歳**というふうになっております。現業職については**63歳**という所もございます。退職勧奨制度につきましては、今度の合併に関連して辞めたいというような者についての制度をどうするかということにつきましては今後合併までの間に詰めていきたいというふうに考えております。また、親子、共働きの件についてどうするのかということにつきましては、これにつきましては1市6町で若干その取扱いが異なっているようでございます。これについても1市6町の中で今後さらに詰めていくということにしております。今回はある程度の一般的な基本理念を出ささせていただいて、それを決定していただきまして、それを基にさらに詰めてまいるといふ考えでここに来ております。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

そうしますと、一般職と現業職、定年が違うということで答弁いただいたんですけども、その各市町によってどこがどうだということは私も細部は分かりませんが、そうしますと、その**63歳**で定年制をしいている所は、その方が勤め終わるまで**63歳**を保障していくというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

今、条例等で**63歳**となっている所の団体につきましては、少なくとも**63歳**までは、何と言うんですか、仕事をしていただくということになるかと思いますが、それ以外の分につきましては今後詰めさせていただくということで考えております。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

その親子とか、共働きとかですね、それぞれ歴史があって認めているところ、認めてないところあると思うんですが、認めている所は、そういう慣例をですねその方が勤めていらっしゃる限り、退職されるまでそれを継続していくというふうに理解してよろしいでしょうか。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

親子、夫婦の仕事を、一緒にその親子、夫婦が勤めることについて認めている所と認めない所があるというふうに質問でございました。今この合併の問題と言いますと、合併しますと非常にその職場の範囲も広がりますし、また、場所も変わってきます。執務環境も変わってきます。そういったこと、あるいは今現在の男女共同参画の問題、そういうことも踏まえながら、どうあるべきかということにつきましては今後1市6町でさらに詰めてまいりたいということでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、浦野委員。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

職員のですよ身分保障は特例法でもですよきちっとされているわけですから、現況とですねそれは差がないと思います。ただここで、ここは、今日のところは一般職に関する問題提起でございまして、今後問題になるのは臨職の方々の問題だと思うんですよ。だから、今日のところはですね、その現職がどうこうという問題が合併特例法においてもきちっと保障されているわけですから、先に進んでほしいと私は希望するわけですが。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

そのほかにございませんでしょうか。はい、常盤委員。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

今言われた今後協議をする課題がたくさんあるんですけど、それは、こういう場で質問があったんですが、こういう場に返していただけるんですか。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

先ほどの質問のあった臨時職員、そして嘱託職員の取扱いについてはですね、総務分科会、総務専門部会の方で協議をして、この方に報告いたします。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

今、私が言った質問もそうですけど、今るる述べられた課題も含めてご返答をいただければ。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

たくさん、定年制の取扱いとか、退職勧奨とか、親子の、夫婦の職場でのというのが出ましたので、それについて、どっちみち結論を出さないといけないものですから、報告をいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、報告をいたしますということでございますが、ほかにございませんでしょうか。はい、松枝委員。

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

えてしてですねこういった合併の時に非常に得をする人と、いや、そうなんですよ、現実には。損をする人と出てきます。そしてこれは個人の問題なもんだから、なかなかその言いにくかったり、自分で俺はあれと比べると損をしたと、こういうふうには陰にこもったりすると思います。したがって、この4項の実施につきましては、全体をなめてすることも大事なんですけど、個々の職員のことにつきまして一々チェックを厳重にしてそのようなことがないように十分な配慮を願いたい。それが第1点、これは要望です。それから、第2点ですが、人間がすることですから必ずそのようなことが1、2は起こり得ると思います。そういうときにですねその職員はどこにそのことを訴えればいいのか。教えていただきたいと思っています。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

例えば、職員の不利益処分等を含めてのそういう話だろうと思います。そういうのをどこに救済を求めるのかという質問だと思います。はい、事務局、部会長。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

先ほどから申し上げておりますように、法的な問題もございますので、新市において職員間で不公平な状況が生じた場合には、公正かつ適正に、また、先ほど申し上げましたラスパイレス指数なども考慮しながらやっていくということになるかと思っています。また、そういう不都合が生じた時はどうなるのかと言いますと、これはもう、現在もそうなんですけれども、人事委員会制度、公平委員会制度がございまして、そういう所に審査申し立てをするという形も十分に法的に整備されておりますので、そういう形、もちろん内部での首長さんに対する、何と申すか、要請等もできるかもしれませんが、いざというときにはもうそういう人事的な制度もございまして、そういうのも活用できると考えております。

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

非常にありがたい話を聞きましたが、こういったときにはなかなか言いにくいものですから、その機関につきましてはですねそのように十分ご配慮をいただきますように、言いやすいように、その公正委員会等にですねご配慮をいただきたいと思っています。終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、この件についても委員の皆様方にお諮りをいたします。提案のとおり承認するというご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第48号、一般職の職員の身分の取扱いについて（協定項目11）は提案のとおり承認をされました。次に、議事の(4)、協議第49号、町名・字名の取扱いについて（協定項目19）を議題といたします。本件につきましては前回の会議で企画専門部会から提案説明を行っておりますが、補足説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 政秋）

企画専門部長です。よろしくお願いいたします。それでは、前回資料の別冊資料3をご覧くださいと思います。協議第49号、町名・字名の取扱いについて（協定項目19）であります。本件につきましては前回の2月26日に事前提案をさせていただきました。その後補足追加する部分はございませんが、調整方針案の基本的な考え方といたしまして旧市町名を残すこと。それから、消防団の呼称が既に霧島市国分消防団、それから霧島市溝辺消防団等に決定をしていること。それから、新市の一体性を重視した取扱いにすることなどを基本に前回調整案を提案をさせていただきました。調整内容につきましては前回提案した内容と全く同じでございます。以上、協議第49号、町名・字名の取扱いについて（協定項目19）であります。補足説明を終わります。ご協議の方をよろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、本件についての協議に入ります。委員の皆様への質問・ご意見等をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会委員（今島 光）

今島です。この件はこの前の地域審議会の時にも一部述べておりましたが、今回閣議決定でいろいろと特例法の改正やら地方自治法の改正、それから現行の特例法の改正、こうしたものが報道されました。もう既に閣議決定されたと思いますが、今提案されておりますこの考え方ですが、この、例えば、溝辺どこどこというのを考えてみますと、やっぱり、私が考えるには、意見を述べてみたいと思うんですが、どうも町民の自治意識に欠けるんじゃないかというような気がいたします。今この法案を改正するというごことで、これだけ、合併法のこの三法案をひもといってみますと、やはり今後の合併した旧市町、これが壊れていくんじゃないかというようなことから、一つの自治意識を基にしてこの法は改正されたものというふうに判断がされます。ところで、今この法案の中で一番大きなのは知事の役割権限ですが、県界を越えて、県境を越えて合併もできると、これはいろいろ

ろと書いてあります。それから、また、もう一つ大きなのが住民自治の強化を目的とした地域自治区の設置ですね、これが大きく取り上げられております。この前も申し上げましたように、地域審議会じゃなくて、地域協議会の方がいいんじゃないかと私は申し上げたと思いますが、これはもう既に閣議決定されて今国会に出されるということになっております。一つのまとまりとして地域が、今までの地域のいろいろなよい所、こうしたものはやっぱり地域の歴史、文化、こうしたものをいろいろと考えて町名は残った方がいいんじゃないかという考え方です。今この参考事例を見ましてもほとんどが町名を残しているわけですね。鹿児島市であっても、ただ今度は吸収合併ですけれども、やはり町の名前は町で残してそのまましていくというふうになっているようですが、その方が、いずれ近い将来に自治区というものを持って行って、若い者たちが一生懸命このまちのために頑張ろうという一つのまとまりをつくるのにはこうした自治区があつてしかるべきじゃないかというふうに思います。意見ですから、若干時間がかかるが、申し上げてみたいと思いますけれども、ほかの所も町が残っていく。今、始良郡を市に変える。あとは同じという形で、私も自治公民館の関係をしております関係で集まる機会がありますので、聞いてみますと、ほとんど**100%**この町名は残った方がいいと、呼びやすい、今までいろんな歴史があるじゃないか。あるいはいろいろな体育館、そうした物もどこどこ町体育館・運動場というのが書き直す必要もないんじゃないかということを考えるわけですが、今提案されているのはこれですよ。それでこの参考資料の2項の方がいいんじゃないかなと私は思うわけですが、それを一応意見として申し上げてみたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、部会長、補足ちょっと説明してみても。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 政秋）

ただいまの質問は、意見といたしまして、この三つのパターンのうちの真ん中がいいということのご質問ですが、意見ですが、実はこのパターンを選定する時に、この2のパターンになりますと国分市がちょっと都合が悪いというようなことで、国分市に「町」というのを入れたら市から町に格下げになったような感じがイメージを与えるというようなことをございましたので、入れられないと。もうそうなりますと一体性ということで全部町名はのかしてやった方がいいという形で提案をさせていただいております。

○始良中央地区合併協議会委員（今島 光）

それは分かるわけです。よそもですね、国分市の場合は。今度は一体性を持つということですがけれども、変わっている所もあるわけですね、ほかの先進事例ですね。必ずしも同じでなくても、その町でいろいろと話し合っていて決めている所

もあると思います。今回区制をしいてもいいということになりましたから、それは区でも差し支えないんじゃないかという、それは今からの検討課題だと思いますけれども、町を残してもいいし、区長を指名することもできると、あるいは町であれば町長を指名することもできると、それは公的とは違いますけれども、そういう形でやっぱり地元のまとまりを、若い人たちに励まして我がまちを、我が地域を盛り上げていこうという気持ちを考えるならばこの2項の方が私はいんじゃないかと、将来非常にこっちの方がやりやすいんじゃないかという感じを持つわけです。そして、この今まで分科会とかこういう意見は出なかったものですか。町民の意見を問うてみようとか、そういうものは出てこなかったですか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、部会長、協議の経過等も含めてお話を。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 政秋）

前回の時も申し上げましたが、幹事会の中で出ました。部会の意見も当然だけど、住民の方々の意見も聞いた方がいいんじゃないかということでございましたが、その時も申し上げましたが、新市名称小委員会で旧の名前を入れるということで、その分についてはもうこの提案の中に入っておりますんで、特別住民の方々に意見も聞かないでもいいんじゃないかと。今おっしゃった「町」を入れるか、入れないかということにつきましては特別議論はいたしませんでしたが、字名が余り長くなってもいかないという議論はいたしました。この今、霧島市溝辺町有川となった、溝辺町有川になった場合は溝辺町有川が一つの字名になりますので、余り長くなるという議論はいたしました。あとはこの協議会の中で、パターンは三つあって、どれを採用してもいいわけございまして、この協議会の中で決めていただければいいかというふうに思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、西委員。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

そうしますと、国分はですね国分中央ということを選ぶと。それから溝辺さんは溝辺町何々と選ぶということで、その地区によって、これを統一しなくても、いい方を選ぶというようなことも選択もできるわけですか。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 政秋）

先進事例も見ましてもばらばらというか、その一体性のない部分の所もあるようですので、それは協議会の方でどれを選んでいただいても結構かというふうに思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

先ほどご意見の中におっしゃったんですが、タイミングよくですね合併特例法の改正がされまして、新しく区という制度をですね設けることができるようになって、先日の新聞でも報道されましたけれども、このままでは私、非常に語呂が悪いんですよ。区を入れればですねその語呂もすごいこう、言葉も、何ですか、流れもすごくいいような気がするんですけどね、国分市、霧島市国分区清水何丁目とかいう、中央何丁目とかですね、そういうふうに表現すれば、私とてもこの言葉の流れがいいような気がするんです。ですから、委員会の、分科会の中ではその、まだこの特例法が改正されてない段階でのご議論だったと思うんですが、タイミングよくこの改正されてますので、この区を入れればですね非常に言葉の流れもスッキリするような気がするんですが、いかがでしょうか。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今の稲垣委員のにちょっと私の方から再度、ほかの町も溝辺区、隼人区という提案ですか。ほかの所も、町じゃなくて、全部区にしたらどうかという別の考え方を今おっしゃったんですが、今までになかった部分ですね。町をするか、抜くか。はい、どうか。今島委員。

○始良中央地区合併協議会委員（今島 光）

私は町にこだわったわけですけども、さっき申しあげましたように、区制が設けられた。その中に区長を指名できるという、一つの自治区をつくれるというのがもとですが、それはもうどちらでも使いやすい方にしていただければ、その方が将来的にいいんじゃないかということですから、そういう意味です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ちょっと事務局の方から補足してみてください。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

今意見がございましてけれども、3月9日閣議決定をされて、今、新しい合併特例法の三法については国会の方に送ってありますけれども、私たちもちょっと粗筋しか分からない状況ですけども、この区を使うにあたってはですね、合併特例区の設置、そして地域自治区を新たに設置することが条件でございまして、それをつくれば区の、区を住所の表示に使えるというふうに私たちは今解釈しているところです。すいません。それと合併特例区についてはですね一定期間ということで、5年以下という縛りもあるようでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今の部分の中で今島委員ご理解いただけましたでしょうか。いわゆる区を使う部分については、それは今の法案の中では特例区を別個につくるか、自治区を新たに設けるかといったときにそういう区制を採用できるんじゃないかという法律

上の解釈だということになりますと、先ほどお話になったそれぞれの市あるいは町を区という形で読み換えることは難しいんじゃないかという、今、事務局。

（「はい、議長、いいですか。」という声あり）、はい、今島委員。

○始良中央地区合併協議会委員（今島 光）

この法案を見てもみますとね、5年というのは法人化した場合ですよ。これは一つ一つ分けてあります。法人化しない区を区でも構わないわけですよ。ただ一つのまとまりをつくと。法人化はまだそこまでいかななくてもいいと思いますよ。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

ちょっと舌足らずでしたけれども、私が、合併特例区、これは確かに法人です。この法人については5年以下ということで、今言われたように、地方自治区ですか、地域自治区、これは法人化じゃございません。5年以下の縛りもございません。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今の説明からいきますと、事務局の解釈として国分市あるいは〇〇町という部分については区という形で置き換えることが可能だという解釈をするのか。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

先ほど冒頭言いましたけれども、3月9日閣議決定されて国会に送ってありますけれども、まだ成立してない状況ですので、もし区を入れて新たに町名・字名にするということであれば、通った段階で、施行できる段階で協議をしていただくという格好になると思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、徳田委員。

○始良中央地区合併協議会委員（徳田 和昭）

そういう意味では、本日その出すんじゃないかと、もう1回差し戻して検討していただくようにしたらどうでしょうか。（「異議なし」という声あり）

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 政秋）

今、区の関係が出ておりますが、前回の地域審議会の時に地方自治組織をどうするかということで議論をいただきました。その時にまだ住民自治組織が確立されてない中で無理じゃないかということで、今のその新市のそういう自治組織をつくらない形での行政を進めていくという形で提案を申し上げた経過がございます。そこらあたりをちょっとご検討いただきたいというふうに思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、法案の審議の状況、幾つか意見が出たようでございますけれども、この件

については、差し戻しじゃなくて、継続審議という形で取扱いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、この件についてはまた次回引き続き継続審議をさせていただきたいと思っております。次に、議事の(5)、協議第50号、その他事業【指定金融機関】の取扱いについて(協定項目25-27-①)を議題といたします。本件につきましては前回の会議で行政委員等専門部会から提案説明を行っております。補足説明があれば、よろしく申し上げます。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会行政委員会等専門部会長(谷山 忠憲)

行政委員会部会の谷山でございます。本日は池田副専門部長、堀切分科会長も同席しておりますので、よろしく願いいたします。それでは、協議第50号、その他事業【指定金融機関等】の取扱いについて(協定項目25-27-①)でございます。それでは、説明申し上げます。去る2月26日事前説明をいたし、内容そのものは変わるところはございませんが、事前説明の時、指定金融機関を指定するには議決が必要ではと質疑が出て、答弁はいたしておりますが、参考までに追加、本日追加資料として別紙でお配りしておりますので、一通り説明をさせていただきます。まず、指定金融機関の議決についてであります。合併の日に。

○始良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

ちょっと資料を皆さん確認されてから説明をしてください。資料、よろしゅうございますか。今日の追加資料の中で出ている部分。

○始良中央地区合併協議会行政委員会等専門部会長(谷山 忠憲)

参考資料は手元にお示ししてあるかと思っておりますが、よろしく申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

どの、今のお話はですね今日の協議会の資料の部分のことでしょうか。

○始良中央地区合併協議会行政委員会等専門部会長(谷山 忠憲)

そうです。

○始良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

今日の協議会資料の一番最後の所、一番最後の。

○始良中央地区合併協議会行政委員会等専門部会長(谷山 忠憲)

1枚紙で差し上げてあるかと思っております。よろしいでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

その資料のですね「追加資料」と左上に書いてあるかと思っておりますが、その資料。そういうことでしょうか。

○始良中央地区合併協議会行政委員会等専門部会長(谷山 忠憲)

はい。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、それなら確認できましたでしょうか。

○始良中央地区合併協議会行政委員会等専門部会長（谷山 忠憲）

よろしいでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

大丈夫でしょうか。はい、部会長、説明してください。

○始良中央地区合併協議会行政委員会等専門部会長（谷山 忠憲）

それでは、再度説明申し上げます。去る2月**26**日に事前説明をいたし、内容そのものは変わる所はありませんが、事前説明の時に指定金融機関を指定するには議決が必要ではとの質疑が出て、答弁はいたしておりますが、参考までに本日追加資料として別紙でお配りしておりますので、一通り説明をさせていただきます。まず、指定金融機関の議決についてであります、「合併の日に新市町村において一つの金融機関を職務執行者の専決処分により指定し、契約を締結できる。」と明記してございます。そうすると、皆さんご承知のとおり、地方自治法第**179**条の規定により新市の最初の議会の報告、承認を求めることとなります。それと、いつまでに調整するのかと質問が出て、この点についてもその時お答えしておりますが、再度ここに分かりやすく指定金融機関のフローをお示ししておりますが、本日調整方針の承認をお願い申し上げますが、その後の調整方針により分科会、専門部会、収入役会等で検討を加え、絞り込みをいたしまして、最終的には1市6町の首長の中で協議していただいて、内部決定をしていただくと、その時期を平成**16**年9月を予定しております。そして皆さん方協議会の方に報告させていただくというスケジュールになろうかと思っております。そして参考資料の裏の方を見ていただきたいと思っております。先進事例が掲げてありますが、事前説明の資料と何ら変わっておりませんが、備考欄を見ていただきたいと思っておりますが、先ほど説明いたしましたとおり、調整方針を協議会で承認後、分科会、専門部会等で協議、内部決定をし、その後協議会へ報告と、一協議会を除き、なっている先進地もあるようでございます。以上で追加説明を終わります。ご協議のほどをよろしく願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、ただいま補足、前回の部分につきましては補足された説明がございました。これらを含めまして皆様方のご質問・ご意見をお伺いいたしたいと思っております。はい、徳田委員。

○始良中央地区合併協議会委員（徳田 和昭）

指定金融機関というのは安心・安全というのが一番でなければならないわけですが、近年相次いで大きな金融機関が破綻をしてきております。その中で農協の

場合はJAあるいは信連、農林中央金庫を一つにして臨んでおられまして限りなくリスクは少ないというふうに考えております。これともう一つ鹿銀が挙がっておりますが、その比較というのも示していただきたいと思います。また、限りなくリスクが少ないという点では、全国で**713**市町村、鹿児島におきましても**39**の町が指定をいたしております。このことで明らかになっているというふうに考えます。また、利用するのは住民でございますので、住民にとって便利、そして、また、親しみやすい金融機関でなければならないというふうに考えるわけですが、農協の方は組織の方針といたしまして、まず、各町で消防団への加入を進めておられます。そして、また、各地域、町においての行事等にもいろいろ参加をされまして、住民にとっては一番親しみやすい金融機関になっているというふうに私は考えております。そのようなところはどのようなふうに比較して検討されたものか。まずお伺いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、部会の方から。

○国分市会計課長（池田 和弘）

部員の池田と申します。その前に、足が悪いものですから、座ったままで説明することをお許しいただきたいと思います。今、委員の方からどのような形で選定をするのかというご質問だと思いますけれども、一応このフローの方の中で一応②で「分科会とか、専門部会等で検討をする。」という形で表現をしておりますけれども、まず、まだ今、具体的な検討はこれから今後の検討ということで考えておりますけれども、まず、基本的な考え方としまして、まず第1には住民の方々の利便性が第一であろうというふうには認識いたしております。それと私どもが実際に仕事を行うにあたり各種収納の在り方、支出の在り方、いわゆるそれがどのような形で効率的にできるかというのも非常な課題でもございます。それとか、あるいは指定金融機関としてのいわゆるスキルの高さ、これらも一つの課題ではなかろうかとは思いますが。現在1市6町では、先般でもご説明を申し上げましたけれども、いわゆる一つの銀行と一つの団体が指定されております。いわゆる鹿児島銀行が三つ、それとあいら農協が四つという形で指定されているようでもありますけれども、現在私どもがこの今日お示ししました参考資料の中で検討、絞り込みという部分を書いておりますけれども、これらにつきましては、いわゆるこの2行でいいのか。あるいは周りにある、いわゆる地域内にありますすべての金融機関をもう1回調べる必要があるのか。あるいはもうこの2行だけでもいいのかという部分からまず絞り込みを始めまして、そして先ほど申しましたいろんな要素、いろんなものをいろんな角度から検討を加えて、そしてそれらに基づいて言わば各首長さん方へお伝えして、そしてそこの中の協議の中で決めていた

だけたらという形で現在このフローをつくっております。そういう形で一応今後進行していきたいというふうに考えております。以上です。

○始良中央地区合併協議会委員（徳田 和昭）

他の金融機関ということも今言われましたが、農協と鹿銀と、そのほかに金融機関で指定金融機関になっている所は何行あって、幾つ受けているのか。それをお示しいただきたいと思います。

○国分市会計課長（池田 和弘）

現在鹿児島銀行が県内が**14市10町**指定を受けております、現時点ですね。それとあいり農業協同組合が、これJAグループとしては県内**39町**の指定を受けているというところ。それと南日本銀行が、1箇所、2箇所だったと思いますけれども、これは離島で指定を受けていると、それが現在県内での指定金融機関の動きであります。以上です。

○始良中央地区合併協議会委員（徳田 和昭）

その「他の銀行も」って言葉がありますが、そんなに重要な数字ではないかというふうに思うわけですが、全く検討なされていないのかお伺いします。

○国分市会計課長（池田 和弘）

一応今までも分科会で何回か話し合いを持っております。その中で、取りあえずといいますか、まず基礎資料として現在1市6町で指定している金融機関にアンケートを出しまして、その回答を今現在もらっているところではありますが、それにつきましては1市6町でまた再度集まりまして今後それを、それも一つのたたき台としまして検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○始良中央地区合併協議会委員（徳田 和昭）

よろしいでしょうか。ほかの銀行についてはどのような検討をしたのか。全くしてないのかというのを一言聞いただけです。

○国分市会計課長（池田 和弘）

現状ではまだほかの金融機関には、そういう打診とか、あるいは何か内部での検討とか、そういうものもまだ現在やっておりません。（「あと1点よろしいでしょうか。」と言う声あり）

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会委員（徳田 和昭）

まず、組合法の中で第2章の中に「農協は、その組合が行う事業によって得た利益は、組合員及び会員のために使ってはならない。その地域に還元するのを目的としている。」というような条項があるわけですが、これは一口で言いますと、その地域で集めたお金はその地域のために何らかの形で利益が出た場合は使わな

ければいけないというふうになっているわけです。それにつきましてほかの金融機関と比較されたことはありますか。また、比較の方法はありますか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ちょっと、委員お尋ねのところでございますが、先ほどお話がございましたのは、「指定金融機関については、合併までに調整する。」と。その流れは先ほど説明がございました。今日承認をいただきますと、次の流れは、承認された調整方針により分科会、専門部会、収入役会で検討して絞り込みをします。次に、これを首長会の中で内部決定して、この協議会は決定機関ではなくって、報告をしますよという流れの説明があったわけでございますので、そのために他の先進地事例はどうなっているのかということで、報告されてない所もありますけれども、報告をされた所が数箇所あるようですので、この協議会には報告をいたしますという今のこの提案でございますので、その趣旨と関連してご質問をお願いいたしますと思います。（「了解」と言う声あり）、はい、浦野委員。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

このフローの仕方、後で結論が出るようになってはいるんですけど、まず事故がないことでしょうか。それからその窓口としてサービスはどうなる。サービスの比較がまず大事になるわけですよ。事故がないこと。絶対事故を起こさんという担保とですね、その次にどれだけサービスの内容が充実しているかということだと思っておりますよ。その点から考えていけばですね、鹿銀と、これ3対4なんですけど、数だけでいくんじゃないんですが、その辺の比較というのをきちっと出していただきたいと。例えばですよ、昼時間は休みだとか、朝午前中、9時なら9時、8時半なら8時半から5時までしますよとか、窓口業務ですね、いろいろあると思うんですよ。だから、その辺の比較がなくてですね、地域還元とか、そのサービスはどんなと言ってもですねどうしようもないわけなんです。現在1市6町は鹿銀とあいら農協なんです、あとは収納代理店になつとるわけですから。だから、この2店に限ってですねそのサービスの厚みとかですよ、サービスはどのように手厚くされているか。その辺を比較しなければならぬと私は思うんですよ。その辺は抜きにしてですねどうこう言うところで合わないし、これからこれを報告して、幹事会がずうっと進めていくわけでございますので、その辺を勘案されて結論を出していただきたい。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今の部分は、絞り込みをされる中で今そういうような話がありました。もう意見ということで進めさせて、あと、はい、延時委員、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

3点ほど絞り込みをされる場合のお願いあるいは検討をしていただきたいとい

うことを申し上げたいと思います。第1点としては公金の流れ、特に国県支出金等が、国から直接市の収入役に入る場合、県の出納長を通じて入る場合がありますが、そういった面での公金のいわゆるどういった流れになっているかということ。その流れによって支障が来さないようにしなければなりません。特に出納整理期間の5月31日の日の関係が生まれてきます。いわゆる収入役が管理する公金は支払準備基金、準備金ですので、そういった面から配慮して、その流れの中でどうなっているのかということをお各金融機関ごとに整理をしていただきたいということが第1点、それから第2点としましては、やはり市民の方々が気安く使えるようにということで、開店時間ですか、これも職員の勤務時間等どうなっているのか。その辺の問題も整理して検討していただきたい。第3点としまして、指定金融機関だけを指定してもうまく回らないと思います。いわゆる指定代理金融機関あるいは収納代理金融機関、収納事務についてはそう必要ないと思いますが、そういったものをばいずれかの金融機関が、やはりこの地域にある金融機関それぞれ受け持ってもらわなければならぬけれども、そういったものをば、もし金融機関の指定が外れたとしましては、代理金融機関とか、収納代理とか、そういったものをば受けるんだと、地域のあれに貢献しますという謙虚さがあるかどうか、金融機関ごとに。そういった3点をこの絞り込みをされる場合に検討をしていただきたいことをば申し上げておきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

全体の流れといたしましては、まず、「指定金融機関については、合併までに調整する。」というその前提の流れがございまして、今絞り込みの段階で幾つかご意見が出ておりますが、そのほかにございませんでしょうか。それは、はい、常盤委員、これに関連する分、絞り込み、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

関連しますが、調整をされるわけですので、是非ですね今言われたことも含めて、法的にクリアしなきゃいけない問題があるとすれば何なのか。それから事務局として考えている要件を全部書き出していただいて、それから各今ここに出てくる銀行等の状況やいろいろな聞き取りもしていただいて、現状を認識をするという点でも私たちに資料をきちっと配布をしていただきたいと、それはできるだけ早い時期にお願いをしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

少し整理をせんといかんですね。つまりですね指定金融機関の問題を協議会で議決するという事ではないんだというそこをはっきりと整理をしておかないと、資料を提供する分はいいんですが、今この流れでですね、まず、そして、今議論されているのは、2番目の承認された調整方針というのは、「指定金融機関につ

いては、合併までに調整する。」という、その調整するにあたって専門部会、分科会で議論する時に今お話のあったようなことはちゃんと留意して絞り込んでくれよという意見で今私の方は承らせているというふうに理解をいたしているんですが、このところの整理をまず最初に、これはですねそうでないとどうも話がこんがらがって、ここで議論されるような、この調整案についてですねまず、まず調整案について取扱い、調整案の取扱いについてですねどういうふうにするのかと。これは今ほかの例も参考に示されたところでございますが、「指定金融機関については、合併までに調整する。」と、調整するというのは1、2、その選定後のフローを書いてございますが、これではいかんという人がありましたらご質問していただきたい。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

いいですか、議長。これではいかんというんじゃないんですね、先ほどおっしゃいましたここで協議して何かを決定するこの場ではないという。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

だから、この今提案されているこのフローに今そういうふうに書いてございませぬので。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

おっしゃいましたよね。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

そうすると、この協議会に提案された趣旨はどういうことなんだろうかと私ちょっと理解に苦しむんですけれども。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

合併までに調整しようということで、その合併後じゃなくて、合併までに調整しようということを提案されて。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

意味ですよ。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

だから、そのことを説明してください。この提案の趣旨は、私が言いますとおり、「指定金融機関については、合併までに調整する。」というの、後ろの契約とか、いろいろあるんで、合併までということだろうと思うんですが、そのことをもう少し説明してください。はい。

○国分市会計課長（池田 和弘）

指定金融機関につきましては、確かにいろいろな要素が入りまして、なかなか

いわゆる決めるというのも難しい部分があるわけですがけれども、ただここに、この協議会にお出ししました理由は、いわゆる金融機関と言いますのもいわゆる、何と言えいいんですかね、内部事務ではありますけれども、住民の方々にも直接影響が大きいものでございます。それで一応この決め方にしましてもいわゆる、地方自治法の百何条でしたっけ、一応それに決まっておりますけれども、そういう形でできない時には、首長、いわゆる職務執行者の専決処分を決めますよという形でなっているわけですが、その趣旨はもちろんあれなんです、一応どういう形で決めたんだろうかというのを一応皆様方に、こういう形で金融機関は決まっていくんですけれども、こういう形でご承認がいただけるでしょうかということでご提案を申し上げたということでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

お分かりいただきましたでしょうか。つまりこう整理をしてみたい。新市がなってから決めることも指定金融機関についてはできるんだけれども、なぜその新市スタート時点で決めとかなければならないのかと、そのために「合併までに調整する。」という提案をされたらと思うんですが、そこを十分説明していただければ、議決、本来ならば指定金融機関については議会の議決を経てやるわけでしょうけれども、いろんな事務処理とか、そういうことがあったんじゃないかと思えます。そこを十分説明していただければ、お分かりいただけるんじゃないか。

○国分市会計課長（池田 和弘）

今、議長の方から概要をお話いただいたわけですがけれども、確かにいわゆる合併の日、その新市ができた時点で職務執行者が専決処分によって指定金融機関を指定するという流れになっております。ただ現状で、極端な話を申し上げますと、例えば、明日合併をするのに、はい、おたくですよということではまず仕事が回りません。当然日々かなりの件数で収入があり、先ほど国県支出金等の話がございましたけれども、入りがあり、そして仕事をしていただいた事業者、債権者の方々にももう毎日支払いの件数は動いていくわけです。そうしますと、いわゆる、例えば、どの金融機関にお願いするにしても、現在は口座で、いわゆるデータでやりとりする要素というのが非常に大きゅうございまして、そして、例えば、指定金融機関がどの指定金融機関になったとしても、いわゆるそのデータが着実に送れるか、確実に間違いなく仕事ができるかというテスト期間、それが当然必要になるわけです。それを私どもの方としては4か月ぐらいは見とかないかなという気持ちもございました。それでそれを逆算で計算をいたしますと、当然こういうフローで流れていかないと、今度は市役所の業務が完全にストップしてしまうと、一番大事なお金を扱う部門でございますので、それにつきまして間違

いのないようにやりたいということで、当然事前から準備をしていく必要があるものですから、今の段階でこの調整を、こういう形で決めさせていただいて、そして絞り込みをさせていただきたいというふうに考えて提案したところでございます。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

稲垣委員、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

その必要性については分かっているんです。十分分かっています。分かっているんですが、この場にですねこの指定金融機関選定のスケジュールフローという案がこう示されていますけれども、ここで、先ほど市長、市長じゃない、議長はですね「ここで決定、議決するものではない。」という言葉をおっしゃったものですから、私は何のためにこの場にそれでは提案されているのかなというですね、であればですね、そういう形で収入役会とか、分科会でその協議をしていかればいいものですよ。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

こういうことじゃなかったんでしょうかね。指定金融機関の指定の部分については大変大事な部分なんですけど、この場、この協議会で議決はするんじゃないんですが、この協議会には報告をいたしますと。流れ、一連の流れとしてはこうなりますと。したがって、指定金融機関については、合併までに調整をするんですよということを皆様方にお諮り、そうしないと、いや、この協議会で決めるんですよと話になってくると流れが違うんで、そういうことを今この流れ等示して今日提案をしたと、議決をしていただくという形になっております。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

そうしますと、それではですね、先ほど報告ありましたように、住民の利便性とか、そういったものが一番大事ですので、そこあたりをですね、支店も、支所、そういった物がですねどの程度あるのかですね。どういった形でその運営をされているのかというあたりを十分検討してですね、それと、先ほど紹介ありましたように、地域への貢献ですね、これも非常に大きなウエイトを占めると思うんです。地域への程度それぞれの金融機関がですね貢献されているのか。そこあたりをですね十分検討して最終的にですね決定をしていただきたいというふうに思います。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、分かりました。ほかにございませんか。川畑委員。

○始良中央地区合併協議会委員（川畑 征治）

いろいろ伺ってきたところでございますが、本日の場合はですねこのフローで

示されております協議会で調整方針の承認と、これに限ることですよね。その面において一つ意見を申し述べさせていただきます。先ほど浦野委員でも申されましたとおり、やはり指定金融機関を指定するには、地域住民の利便性、安心・安全が一番だと思うところがございます。その中においてその指定金融機関の保全面ですね、安心して預けられるか。それと、また、その機関に応じて営業時間等も違うと思うんですよね。そのあたりの調整、それからオンラインシステムとか、ATMの取扱い等はどのようにやっているかと。それと手数料もあると思うんです。収納事務手数料とか、いろんな委託手数料等、その辺も指定金融によって違うと思うんです。そのあたり等の比較等を十分討議・審議されまして、この後の後ほど示されるこの協議会へ次の案を出していただくと、そのような方法をしていただきたいと思うところがございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今お話がございましたように、今、川畑委員からお話があった、浦野委員あるいは稲垣委員、徳田委員、それから延時委員、皆さんお話がございましたが、今、この協議会でお話になった部分については、これは事務局の方でも当然議論をされる時の材料として十分にご議論いただきたいというご要請だというふうに受け止めさせていただきましたので、そのように取り扱っていただきたいと思います。なお、また、一連の流れにつきましては、それらの経過も踏まえまして首長会等で調整した部分については報告をさせていただくということになるかと思いますが、そういう流れを踏まえましてほかにご意見ございませんか。児玉委員、はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会委員（児玉 實光）

協議事項等は、今出たように、いろいろ協議がなされまして、私の考えていることはちょっと反するかもしれませんが、JAの名前が出ておりますので、私の考え方として報告をさせていただきたいと思います。私たちは、ご承知のとおり、農林中金を中心にしながらの取扱いで、JAバンクシステムということで二重のセーフティネットに持ちまして預金の保護制度なり、あるいはそれに破綻未然防止という二重に構えた保証制度をしながら実施をしているわけでございます。農林中央金庫につきましても世界的にも認められた全国のトップ金融機関でございます。それと派遣、もし金融機関の指定ということになりますと派遣職員もでございますけれども、職員につきましてもそれなりの金融マニュアルで勉強した資格者をば配置したいというようなことでも考えております。それと営業時間の問題もいろいろ今協議も出ましたけれども、現在やっております4町につきましても営業時間につきましても5時**15**分までということで営業時間も窓口を開けておりますので、そういうことでの対応ということをご希望いたします。

と思います。それから、手数料につきましても現在は口座振替手数料だけを10円という形でもらっております。振替手数料なり、事務手数料、窓口収納手数料というようなことは今各行っております行政の中ではもらっておりません。そういうことでございますので、また、ATMにつきましても必要な所があれば設置していくというような考え方でございますので、そういうものも参考にしながらご選定いただければありがたいと思いますので、お願い申し上げます。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。はい、迫田委員。

○始良中央地区合併協議会委員（迫田 良信）

一般的には指定金融機関の指定については議会の議決が必要であると。しかしながら、今回の場合においては専決処分で決定をするということでございますので、やはり、それぞれの議会にも特別委員会なり設けられおります。そういう部分の中でそれぞれのまちの議会の一つの考え方といったものも参考的に取り上げていただきたいというふうに考えております。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

いろいろな意見、ご要望等がございましたけれども、ほかにないようであれば、委員の皆様方にお諮りをいたします。この件につきましては指定金融機関選定のフローも含めまして提案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第50号、その他事業【指定金融機関等】の取扱いについて（協定項目25-27-①）は提案のとおり承認をされました。ここで暫時休憩をいたしたいと思います。おおむね10分間、35分開会いたしたいと思います。

「休憩 午後 3時25分」

「再開 午後 3時37分」

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、再開をいたします。続きまして会議次第5の次回の協議事項についてを議題といたします。次回の協議事項でございますので、本日は事前提案という形で調整内容及び参考資料等についてご説明させていただき、協議につきましては次回でお願いすることになりますので、よろしくお祈りをいたします。はい、

事務局説明をお願いします。

○始良中央地区合併協議会教育専門副部長（川路 正）

教育副部長の川路と申します。よろしく申し上げます。第**20**回資料の別冊1でございます。協議第**51**号、学校教育事業の取扱いについて（協定項目**25-20**）でございます。これは3月**25**日に協議していただく学校教育事業のAランクとして位置付けた**10**項目ほどの協議内容でございます。6番目と7番目の項目は幼稚園関係で、8番から**10**番につきましては学校給食関係の協議項目であります。それでは、協議事項の資料に基づきまして提案説明させていただきます。資料の1ページから2ページでございます。各学校の設置及び配置並びに学校施設整備についてでございます。小学校の現状、中学校、高校、幼稚園の現状は資料にあるとおりでございます。集約いたしますと、小学校が**34**校、中学校**13**校、高校1校、幼稚園7園で計**55**の施設がございます。児童・生徒、園児数の総計は1万**934**人で、職員数につきましては、県費教職員でございますけど、**923**名、町費の職員**134**人で計の**1,057**人となっております。そのようなことを受けまして調整の内容といたしまして、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の設置及び配置は、現行のとおり新市に引き継ぐといたしました。具体的には、今後の児童・生徒数の推移を踏まえ、新市において検討する。検討にあたっては、基本的には新市教育基本構想による。新市による住宅政策、産業政策等の諸々の条件を加味するとともに、地域住民の意向を十分尊重する必要があるとしました。また、学校施設整備計画につきましても現行のとおり新市に引き継ぐといたしました。具体的内容といたしまして、将来的には、耐力度調査の実施状況、建築年次、直近の増改築の状況などを総合的に判断し、優先順位を検討することが必要であるといたしました。続きまして資料の3ページから4ページでございます。ちょっと資料の訂正をお願いします。1ページの隼人町の中福良小学校は児童数が「**34**名」、隣も、右側も「**34**名」となっておりますけど、これが「**38**」ですね、「4教室」に、普通教室は「4」に修正方をお願いします。（「もう1回」と言う声あり）、はい、1ページでございます。資料の1ページでございます。児童数が「**38**」となっております。その右側の普通教室が「**38**」になっておりますけど、これを「4」に修正をお願いします。続きまして資料の3ページから4ページでございます。通学区域についてでございます。通学区域については、資料にありますとおり、各市町運用が行われているところであります。その通学区域の変更等につきましては、学校の教室の問題、教職員間の問題、教職員数の問題、長い歴史的経緯や住民感情を考慮すると、現段階では、通学区域は当分の間現行のとおりとし、新市において速やかに学校規模及び通学区域適正化審議会、仮称でございますけど、検討することといたしました。なお、調整の具体的内容につ

きましては、国分市の一部の調整区域は当分の間現行のとおりとし、ほか地域の調整区域の指定は、住民の意向を踏まえ、合併までに調整するといいたしました。区域外就学の基準は、国分市、隼人町の例により合併までに統一するといいたしました、要綱を定めるといいたしました。山村留学、特認校制度は、現行のとおり新市に引き継ぐといいたしました。続きまして資料の5ページから6ページでございます。遠距離通学費の児童・生徒と保護者に対し、通学費の負担軽減を図るため、各市町取り組みがなされているところではありますが、資料にありますとおり、各市町地域の独自性を考慮して対策がとられているところがございます。そこで新市における遠距離通学費補助の調整の内容といたしまして、遠距離通学費補助は、原則として通学距離が小学生4km又は中学生6km以上の児童・生徒の保護者を対象にいたしました。次に、公共機関利用者は定期代等実費を全額補助するといいたしました。2番目に自転車利用者は購入補助のみとし、自転車の通学補助は廃止いたします。3番目に徒歩通学者は、交通機関及びスクールバス利用が困難な児童・生徒の保護者のみを対象とし、それぞれ補助金額等は合併までに調整するといいたしました。具体的な内容といたしまして自転車利用に対する自転車購入補助額は合併までに調整するといいたしました。徒歩通学者に対する補助額は、民間バス運賃を参考に合併までに調整するといいたしました。4番目にスクールバスの運行地域等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。具体的内容といたしまして、運行しない地域は、コミュニティバスの動向を含め事業を拡大する方向で検討するといいたしました。続きまして資料の7ページから8ページでございます。奨学資金についてでございます。奨学資金につきましては、経済的な理由によって就学困難な学業優秀者に奨学金を貸し付け、有用な人材を育成することを目的としております。各市町、貸与額、償還年数等、資料にありますとおり、ばらつきが見られますので、調整内容といたしまして、奨学資金の貸与額、償還年数及び選考基準は、合併までに調整するとししました。具体的な内容といたしまして運用は一般会計方式といたしてしております。なお、今15年度現在でございますけど、貸与者数が**159**名、貸与予定額が**5,039万5,500**円となっております。続きまして資料の9ページから10ページでございます。幼稚園についてでございます。公立幼稚園は、国分市、横川町を除く5町に7園ございます。各町の園の実施規模につきましてもは差異がありますが、運営等につきましては、国の基準がありますので、そう大きな差はございません。そのようなことを受けまして調整の内容といたしまして、公立幼稚園保育料は合併までに統一し、就園奨励費の減免金額及び区分は国の基準どおりといたしました。調整の具体的な内容といたしまして、入園対象年齢及び各幼稚園の定員は、施設規模に差異があることから、当分の間現行のとおりといたしました。4歳・5歳児は1学級**35**人以下、3歳児は1学級**20**人以下

を原則とするといいたしました。年間の教育週数は**39週**以上とし、1日の教育時間は4時間を原則といいたします。これはいずれも学校教育施行法規則及び設置基準によるものでございます。休業日は、隼人町及び霧島町の例により合併までに統一するといいたしました。4月は7日までといいたしております。入園料は無料とする。今現在福山町さんのみが入園料千円取られておりますので、今回の調整は入園料は全部無料といいたしました。保育料につきましては、合併までに統一する。現在保育料は**4,400円**から**4,700円**の幅でございます。**300円**の幅でございます。合併までに統一することといたしました。市立幼稚園就園奨励費の補助限度額及び区分は現行のとおりとし、単独事業の補助限度額及び区分は、合併までに調整するといいたしました。現在市立幼稚園のあるのは国分市さんと隼人町でありますので、国分市さんと隼人町の調整になるかと思っております。資料の**11**ページから**12**ページでございます。学校給食についてでございます。現在1市6町での調理施設の状況は、国分市を除く6町はすべてセンター方式になっております。そこで今後の学校給食の調理施設業務運営については、両方とも非常に一長一短があり、現段階での調整の内容といたしましては、学校給食の調理施設、共同調理場、単独校の業務運営については現行のとおり新市に引き継ぎ、方式等は新市において検討するといいたしました。運営委員会につきましては、国分市を除く町はすべて組織されております。そこで運営委員会についての調整の内容といたしまして、運営委員会は旧地の組織を継続し、それぞれの代表による運営委員会連絡協議会、仮称でございます、組織するといいたしております。なお、学校給食につきましては、学校給食費につきましては、各施設においてそれぞれ安全で安心な食材をより安く購入するため日々努力されているところでもありますので、調整の内容といたしまして、給食費は当分の間現行のとおりとし、新市において検討する。具体的な内容につきましては先ほど申しました給食運営委員会、仮称でございますけど、ここで検討するといいたしました。以上で私の事前の提案の説明に代えさせていただきます。よろしくお願ひします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま教育専門部会から提案説明がございましたが、何かご質問等はございませんでしょうか。はい、黒木委員。

○始良中央地区合併協議会委員（黒木 更生）

第2項の「通学区域は当分の間現行のとおりとすると。新市において速やかに学校規模及び通学区域適正化審議会（仮称）で検討する。」ということになっておりますけれども、その「当分の間現行のとおりとする。」というその点につきましていろいろ協議されたと思っておりますけれども、大体めどとして何年をめどとしての協議がなされたものか。そこらあたりがお分かりだったら、お聞かせいただ

きたいと思います。

○始良中央地区合併協議会教育専門副部長（川路 正）

通学区域につきましては、協議内容が多くてですね、懸案事項が多くて、なるべく速やかに早く、検討というか、結論を出したいということで一応当分の間としております。それで先ほど申しました審議会の方から先に一応立ち上げて検討するといったしております。

○始良中央地区合併協議会委員（黒木 更生）

ちょっと理解に苦しむんですけども。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

こういう説明、はい。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会教育専門副部長（川路 正）

当分の間については、期間についてはまだ協議しておりません。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

関連ですけども、新市において、ここに、「当分の間」の後にまた「新市において速やかに」とここに示されているわけですが、男女共同参画の項目の中で速やかにというのは、おおむね2年という見方をされているというような説明だったわけですが、これもそういうことで認識していいのかどうかですね。それと学校規模及び通学区域適正化審議会、これは仮称となっておりますけれども、「通学区については速やかに検討する。」となっておりますが、学校規模についても検討される、目的があってこういう名前が付けられたと思いますが、その辺について時期的なものの検討はなされなかったものかどうか伺います。

○始良中央地区合併協議会教育専門副部長（川路 正）

「新市において速やかに」ということをうたっておりますけど、時期についてはいつまでということは検討しておりません。「新市において速やかに」ですので、新市になってから早い時期にということでございます。それで学校規模及び通学区域適正化審議会につきましては、今現在国分市さんがそういう制度をとられておりますので、一応こういう方、それを検討しながら、そういう組織を立ち上げていきたいということでございます。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

先ほどの質問で男女共同参画についての速やかについては2年をめぐりというような回答があったということでしたけれども、企画専門部長からの2年についてはですね、男女共同参画の基本計画をつくるには、アンケートとか、いろいろな時間を要するので、「速やかに」と書いておりますけれども、作業は引き続いて

ずっとしますけれども、2年ぐらいはかかりますよということで、「速やか」については2年というようなその時の答弁はございましたので、参考にさせていただければと思います。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

別の調整内容ですが、3の調整内容ですが、遠距離通学費補助の中で、いや、これと絡んでくると思いますが、4、3、4ですね、「スクールバスの運行地域等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。」というようなことになっておりますが、第8回の協議会の時に交通関係事業の取扱いについての中で乗り合い自動車運送事業はコミュニティバス事業への移行の検討や、あるいは、また、コミュニティバスの充実を図ることなどが承認されておりますが、この5ページに国分、それから横川ですか、通学にふれあいバスを利用されておられるようではありますが、その辺の検討はなされなかったものかどうかお尋ねします。

○始良中央地区合併協議会教育専門副部長（川路 正）

ふれあいバスについては私ども検討しておりません。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

交通関係事業の所で承認いただきましたコミュニティバス事業については、調整方針は、その時承認いただいたのが、「現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、合併後に広域的視点に立って市民の要望等を十分に反映させるよう充実を図る。」というようなことで、それについてはできるだけ早い時期に充実を図るようにしてくれというような要望もございましたので、今、企画部会の方です。このコミュニティバスについては協議を進めているところでございます。以上です。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

遠距離地域の方々の要は通学にそれらのバスも利用できるようなやっぱり手だてが必要じゃないかと思いますが、その辺については。すいません。次回。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

次回で採決、はい、はい。今この提案してある内容の部分についてで今日どうしても確認しておきたいという部分があればお願いしたいと思いますが。はい、川畑委員。

○始良中央地区合併協議会委員（川畑 征治）

2ページのこの「適正化審議会でも検討する。」とある所でございますが、やはり霧島市、同じ市になりますと学校区も一緒になってくると思うんです。その面において小規模校等の今後の課題ですね、統一、統合、そのあたりまで話があったものかどうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

提案されるまでの間、そのそれぞれの幹事会、専門部会です。そういう統廃合の問題までこの提案される中で議論があったのかということをやっと。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会教育専門副部会長（川路 正）

大規模校と小規模校ですけど、想定はしましたけど、中身については議論しておりません。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、常盤委員。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

合併に伴う通学区域については、県教育委員会の方針なり、指導がありましたか。

○始良中央地区合併協議会教育専門副部会長（川路 正）

今んとこありません。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。はい、松枝委員。

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

この奨学金の問題ですがね、その今から借りる部分についてはここに書いてありますが、既に借りた、借りた金については記載がないんですが、これについてはどうなんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会教育専門副部会長（川路 正）

そういうことを含めまして一応合併までに検討していきたいと考えております。また、お示ししたいと思います、次に。

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

今まで借りたものを、奨学金を借りる方はかなり経済的にも厳しい状況にあるわけですのでね、途中でその合併したから、よくなる方向の改正ならいいけど、償還金はそのたくさんの金を1年に払っていくとか何とかかなりますとね難しくなるんで、こういったある町村のその規則によって奨学金は貸与されておるわけですので、そしてそれを承知で借りているはずですから、借りている立場を十分考えて、調整すべきものなのか、そのまま引き継ぐと、たくさんありますから、そのまま新市長に、新市にそのまま引き継ぐとされるのか。あるいは非常に厳しいものをより緩和する方向で調整するとか、どちらかのことであろうかと思っておりますので、ご留意願いたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。今あった部分も含めて考えられた経緯があると思っておりますので、次の時は償還率だとか、各地区のですね、今借りている人をど

ういうふうに考えていくのかということあたりまで補足して説明をしていただきたいと思います。ほかにございませんでしょうか。迫田委員。

○始良中央地区合併協議会委員（迫田 良信）

今の質疑、答弁を聞いておりますと、ほとんど内部が検討されていない状況の中での提案かというふうにとらえがちでございますので、次回までにもう少しですね詰めた協議をした上で協定項目として出していただきたいというふうに思います。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。はい、池田委員。

○始良中央地区合併協議会委員（池田 靖）

1 ページと 2 ページなんですが、今後の計画というのが書いてありますが、各町から出たものを羅列されたのでしょうか、それともですね、横川町だけが空調施設、LAN 施設整備予定というのがあって、そういうものはほかのまちからは全然出なかったものなのか。そのちょっと同じようなプールの改修等とか、耐力度調整とかというのは各まちにあるわけですけれども、ちょっとその辺のところの事情を伺いたいんですよ。

○始良中央地区合併協議会教育専門副部長（川路 正）

ここに書いておりますのは一応その町の代表的なものを掲げております。各市町におきましてはそれぞれ長期計画が立てられておりますので、その部分につきましては各、新市まちづくり計画ですか、各、合併協議会の方にもう全部は出してあります。これは代表的なものでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。私の方から今の部分についても申し上げておきたいと思えます。整備の部分の中でも、例えば、プール建設というふうに出ている所もありますが、もうそれは既に終わっている所もあれば、今からという部分もあるのではないかと思います。ここの資料のつくり方もちょっと工夫していただいた方が今の部分では分かりいいんじゃないんでしょうかね。何かこれだけ出てきているようだけれども、各所がどんなことの整備を進めてきて、今後の予定がこうなのかという資料、それは多分事務局の方でできられると思えますので、それも一緒に。ほかにございませんでしょうか。はい、川畑委員。

○始良中央地区合併協議会委員（川畑 繁）

特認校制度についてお伺いします。「特認校制度は、現行のとおり新市に引き継ぐ。」ということになっておりますが、合併と同時に現市町境を越えた特認校の運用というのを考えられないのか。そのようなことが現在検討されているのかどうか。もしそうでなければ、次の協議会までにそういったことも今後ちょっと

検討してほしいということです。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

特認校について今境を越えた部分を含めて恐らく検討されておられると思いますが、その辺も含めて、次回の段階でということでしたので、はい。よろしゅうございますか。はい。ほかにございませんでしょうか。延時委員、先です。延時委員が先でした。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

学校規模及び通学区域等適正化審議会、仮称で設置されるということでございますけれども、仮称で設置するというをば協定項目の中に入っておりますが、おおよそその性格あるいは人数、そういったものも協議がなされたものだと思いますけれども、その辺についてご答弁いただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会教育専門副会長（川路 正）

まだ仮称の部分ですけど、通学区域等適正化審議会という中身についてはまだ検討しておりません。ただ国分市さんの雛形をもらって各専門部会も見ている段階でございまして、今後合併までに一応決めていくというようなことでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今の部分につきましても、多分国分市を例にすれば、こういうものかという形で次回ちゃんと示していただきたい。ほかにございませんでしょうか。よろしゅうございますか、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

仮称の学校規模及び通学区域等適正化審議会、これは教育長の諮問に対して答申する審議会であると考えてよろしいですか。

○始良中央地区合併協議会教育専門副会長（川路 正）

一応そのような想定でおります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

松枝委員、はい、松枝委員。

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

この調整項目3のですね通学費補助の問題ですが、お金の問題は別にいたしまして、この中学生で、小学生、中学生で通学するのに自転車を通学に認められるか、認められないかということはかなりですねその家庭にとっても、子供たちにとっても重要な問題でございます。それでいろいろと学校によりましてですね主要な河川とか、あるいは道路等で区切りましてね運用をされたりなどして自転車通学を認めるというようなことをいろいろ学校によって差があると思うんですよ。それでお隣さんが認められて、その自分の子供は認められないと、そんな事態も

多々起こっておりましてね、そして子供同士の間にかなりなその不信感と言うのか、友達同士、学校に対するとか、そんなものも漂っている問題でございます、この通学に自転車を認めるか、認めないかの問題はですね。ですから、その中で中学校で6 km以上の者は補助金をやるとなっているんで、そこんところは問題はない。もう6 kmとなりますんでしょうが、その辺のことについてもですねやはり学校教育事業の中でですね一検討はほしいと思います。通学、各学校が一緒になるわけですから、その時に霧島は何kmじゃいげな。こっちは何kmじゃいげなではですねやっぱりいけないんで、その辺はよく自転車を認める距離というのをね十分に一応検討をいただきたいと思います、そのことがですね今後の新市における学校のやはりいろんな問題を進めていく上でも重要な問題じゃないかなと思いますから。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、この次回の協議事項については終わらせていただきますが、次回の会議で協議をしていただくこととなります。私の方から再度事務局の方に、今提案されておられる部分につきましては、もう既に今協議される質問等も出されているようでございますので、それらも含めて十分に対応をしていただきますようによりしくお願いを申し上げます。そのほかに何かございませんでしょうか。なければ、事務局、はい。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

次回の合併協議会の開催日程をご連絡いたします。第**21**回合併協議会は、3月**25**日（木曜日）午後1時**30**分から国分シビックセンター多目的ホールで開催いたしますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにはございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、本日の議長の役目は終わらせていただきたいと思えます。本日も大変長時間にわたりまして熱心なご協議を賜り誠にありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

以上をもちまして第**20**回始良中央地区合併協議会を終了させていただきます。

「閉 会 午後 4時12分」